

(公表用)

### 岩手県福祉サービス第三者評価の結果

#### ①第三者評価機関名

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

#### ②施設・事業所情報

施設名称: 洋野町立 向田保育所	種別: 公立	
代表者(職名)氏名: (所長)堀岡 八重子	定員・利用人数: 30名 ・ 26名	
所在地: 九戸郡洋野町上館 56 地割 22 番地 3		
TEL: 0194-77-2511	ホームページ:	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日: 昭和 51 年 4 月 1 日		
経営法人・設置主体(法人名・理事長名等): 洋野町		
職員数	常勤職員: 6 名 非常勤職員: 3 名	
専門職員	(専門職の名称: 名) 所 長 : 1 名 主任保育士 : 1 名 保 育 士 : 1 名 保育助手 : 2 名 調 理 師 : 1 名	日日雇用職員 : 2 名 時間雇用職員 : 1 名
	(居室名・定員: 室)	(設備等)
	保育室 ・ 3 室	
	乳児室 ・ 1 室	
	遊戯室 ・ 有	
	事務室 ・ 有	
	調理室 ・ 有	

#### ③理念・基本方針

理念 児童福祉施設として、乳幼児の最善の利益を考慮し、その子どもの人権や主体性を尊重し安全で安心できる環境を整え、養護と教育が一体となった保育をめざします。家庭や地域と連携を図りながら、その福祉を積極的に推進し、子どもの健やかな成長を図るとともに、生きる力の基礎を育てるように努めます。

保育方針・家庭や地域社会との連携を図りながら、保護者に対する支援、子育て家庭への支援家庭(保育相談、助言など)に積極的に取り組み、社会的役割を果たす。

- ・健康、安全、情緒の安定した環境の中、自己を十分発揮することにより健全な心身の発達を図る。
- ・養護と教育が一体となって、豊かな人間関係性をもった子どもを育成する。

④施設・事業所の特徴的な取組（サービス内容）

・障がい児保育事業 障がい児を受け入れ、同年齢児や異年齢とともに生活させながら、成長発達の助長、その処遇の向上を図る。
--

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 28 年 6 月 22 日（契約日） ～ 平成 29 年 3 月 7 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1 回目

⑥総評

<p>◇ 特に評価の高い点</p> <p>○ <b>地域交流や地域貢献に関する取組</b></p> <p>大野地区保健センターを中心としながら、大野地区の保育所が協働で「わんぱく広場」を開催したり、乳幼児発達支援連絡会を立ち上げ、障害児施設等とネットワーク化を図りながら障害児の支援にあたっている。また、児童個々の情報が「サポートファイルひろの」にまとめられ、保護者の承諾の基に、必要時に関係機関に提供できるように整備されている。このことにより、効率よく適正な支援が可能となっている。</p> <p>向田保育所では、地域行事への参加及び保育所行事への地域住民の参加など、地域との関わりを多く持っている。この関わりを通じ、地域の見守りや協力体制が確立され、地域住民と保育所が一体となり、子どもたちの保育にあたっている。</p> <p>◇ 改善が求められる点</p> <p>○ <b>保育実践の改善や専門性の向上に向けた主体的な保育実践の振り返り</b></p> <p>保育士の自己評価は保育士個人の日々の保育実践についての振り返りが求められており、職員は、計画や記録から自らの実践を振り返り、保育の工夫や改善に取り組むことが求められている。添付書類の自己評価は、保育課程及び指導計画の反省と評価となっている。</p> <p>保育士等の自己評価は年 1 回年度末に行われ、職員面談の資料となっている。評価は定期的となっているが、年 1 回という回数も妥当かどうか検討が望まれる。また、保育に関わる全職員が自己評価を実施することにより、個人の保育支援について振り返る機会が担保される。2 次評価も専門性の高い職員の指導やアドバイスできる場を設定し、保育士等の保育技術の向上につながるものとなるような取組が求められる。そして保育所全体の保育実践の自己評価につなげ、保育士の資質の向上により、提供する保育の質の向上につながりを持った、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価または S、study）→Action（改善）サイクルを確立し、保育課程、指導計画、月案週案デイリーへの落とし込みをすることにより、保育所全体の質の向上へ結びつけることができる。</p> <p>担当者も自己評価をどのように行い、どのような様式が妥当なのか苦慮していることが説明された。自己評価は正規も非正規も含む人材の育成の側面もあることから、保育所全体の質の向上はもとより、町を巻き込み洋野町全体の保育の質の向上に努めることに期待したい。</p>
--

⑦第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回、第三者評価を受審し、保育所として評価を受けた点、課題点、改善点等自分達だけでは気づけなかった事を客観的視点で知ることができました。

また、私たち職員も自分を振り返り、反省、評価することができよい学びの機会となりました。受審結果は今後のより良い保育運営につなげる参考資料となりました。

この結果を前進の一步とし、地域に密着し、地域の保育所としてより一層、努力を重ね、職員の資質向上、福祉サービスの向上に励んで参りたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果【向田保育所】

### 評価対象I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	<b>b</b>
<p>評価者コメント1</p> <p>法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。          洋野町の「子ども子育て支援事業計画」に基本理念が掲げられ、それに準じた向田保育所等の保育理念が「保育所事業計画」、「保育のしおり」、「職員倫理規程」等に記載されている。また、入園児童の保護者に対して「保育のしおり」によって毎年保護者会等で説明されているが、臨時職員等を含めて周知状況の確認や継続的な取組に更なる努力が望まれる。</p>		

#### I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者評価結果
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	<b>b</b>
<p>評価者コメント2</p> <p>事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。          平成27年11月に洋野町に設置された健康福祉総合推進協議会の児童福祉部会において、事業経営を含む課題の検討が行われている。今後は、向田地域のニーズ調査等を実施により、課題の把握に努めるとともに、協議会等で分析されることを期待する。</p>		
3	I-1-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	<b>c</b>
<p>評価者コメント3</p> <p>経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。          町として、組織・職員の体制、人材育成、財務状況等の分析が行われ、経営課題や問題点は明確にされているが、保育所としては、解決・改善に向けた具体的な取組が行われていない。今後は、保育所を取り巻く課題を整理するとともに、健康福祉総合推進協議会の児童福祉部会を通じて、具体的な解決・改善策が検討されるよう期待したい。</p>		

#### I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	<b>c</b>
<p>評価者コメント4</p> <p>経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。          洋野町の中・長期計画は、「総合計画」、「地域福祉計画」、「洋野町保育園等再編に関する基本計画」等により策定されているが、町の計画に基づいて、保育所の中・長期計画の策定が求められる。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	<b>c</b>
<p>評価者コメント5</p> <p>単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。          町の計画に基づいて、中・長期計画の策定をし、それに沿った単年度計画の策定が望まれる。</p>		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者評価結果
6	I-3-(2)-①事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p>評価者コメント6</p> <p>事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。単年度の事業計画は、年度終了数ヶ月前に職員会議で事業の反省を行い、その反省を踏まえて翌年度の事業計画が立てられているが、職員への周知については、主に事業計画の配布が行われるのみであるため、今後は、職員会議等において全職員へ説明し、理解を深める取組が求められる。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b
<p>評価者コメント7</p> <p>事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。行事計画は「保育所だより」や園内に掲示するなど周知に工夫がされているが、事業計画については「保育のしおり」等により、年1回父母の会の役員会、総会等で説明されているだけである。利用者への周知と理解を深める工夫が必要とされる。</p>		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p>評価者コメント8</p> <p>保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。「年間指導計画」や「行事計画」等については、職員会議等で定期的に評価を実施している。また、研修や人事評価等により、保育の質の向上に努めているが、臨時職員を含めた組織的、総合的な評価、分析・検討する取組には至っていないため、今後は、全職員を含めた組織的な取組に期待する。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
<p>評価者コメント9</p> <p>評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしている。職員会議、年度末の反省会等で評価・分析は行われ、会議録等で職員に周知されているが、職員の参画による改善計画、見直しが行われていない。今後は、組織的に改善に向けて取組む仕組みづくりが求められる。</p>		

#### 評価対象II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		第三者評価結果
10	II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p>評価者コメント10</p> <p>所長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。職務分掌により所長の役割と責任は文書化され、保護者に対しては父母の会や「保育所だより」等で周知し、職員に対しては職員会議等で周知している。しかし、保育所の経営・管理の方針や取組が文書等によって明確化されていないため、広報紙等で明確に表明し、理解を求めていくよう一層の努力が望まれる。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>評価者コメント11</p> <p>所長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。所長は、関係法令の研修会に参加するとともに、職員にも地方公務員法、子ども子育て支援法などの周知を図るとともに、「倫理規定」、「守秘義務確認書」を作成し、遵守に努力しているが、環境等への配慮といった幅広い分野の把握までは至っていない。関係法令等を示し、会議等で研修するなど遵守に向けた今後の具体的な取組に期待する。</p>		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価結果
12	II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
<p>評価者コメント12</p> <p>所長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。          保育の質の向上については、職員会議、園内研修等で課題を職員に提示し、情報共有を図っている。また、職員との個別面談の機会を持ち、意見の収集や指導、助言等に努めている。保育の質に関する課題の把握は出来ているが、改善のための具体的な取組や組織内の体制構築は十分とは言えないため、今後は、職員参画のもと、改善に向けた体制を整備し、施設長も積極的に参画していくことが求められる。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>評価者コメント13</p> <p>所長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。          人事、労務、財産など保育所の経営については、洋野町の意向が強く、経営の改善や業務の実効性向上への取組は町が行うものとして、町に任せている傾向が強い。保育所では、業務の実効性の向上に向けて、職員の個別面談等を行っていることから、今後は町担当課との連携のもと、経営の改善に向けた更なる取組に期待したい。</p>		

## II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c
<p>評価者コメント14</p> <p>保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。          洋野町が職員の採用・配置を行っているが、保育所の専門職の配置、必要な人材や人員体制の具体的な計画は確立していない状況である。今後、効果的な人材確保・育成・定着について町担当課との検討が望まれる。なお、保育所としては所長を先頭に、人材確保のために、常に地域に働き掛けを行っている。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>評価者コメント15</p> <p>総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。          洋野町として正規職員に対して期待する職員像・人事基準・処遇水準等を明確にし、総合的な人事管理を行っている。向田保育所としても、「職員倫理綱領」で期待する職員像を明らかにするとともに、職員個別面談を実施し、意向の把握に努めている。しかし、保育所としての人事管理は明確にされていない。臨時職員が多いことから、臨時職員を含めた人事管理について、町担当課と検討していくことが求められる。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>評価者コメント16</p> <p>職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。          適正な労務管理、働きやすい職場づくりのために個人面談等を実施し、職員の意向を取り入れるなど配慮されているが、専門職の人材確保ができない等、職員に負担がかかっている状況が見られるため、より働きやすい職場環境づくりに向けた今後の取組に期待する。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>評価者コメント17</p> <p>職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。          職員の資質の向上を目的として、昨年度から正規職員を対象として業務評価(人事評価)を行っているが、臨時職員は業務評価の対象外扱いとされている。臨時職員への業務評価及び全職員による自己評価チェックリストの活用等も検討されたい。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>評価者コメント18</p> <p>保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。          年間計画に基づいて、所内または外部研修が実施され、研修内容は、研修記録簿や復命書によって伝達研修として全職員に周知されている。策定された教育・研修計画とは、概略的なものではなく、組織、個人としての知識・技術の向上や専門資格の取得といった観点から、明確化された体系的な計画であることが求められる。</p>		

19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p>評価者コメント19 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。 教育・研修の機会は確保されているものの、職員の資格取得状況、職務や知識・技術水準に応じた研修の実施には至っていない。 今後は、職員一人ひとりについて、どの分野の研修をいつまでに、どの段階まで到達するかなどの目標を定め、計画的な実施が求められる。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果
20	II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>評価者コメント20 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。 マニュアルは完備されているが、ここ10年間、実習生の受入れはない。実習生の受入れに際しては、学校側との連携のもとに、保育所の特性を生かしたプログラムを整備するとともに、継続的な連携を維持できるような工夫が求められる。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>評価者コメント21 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。 「保育所だより」等によって、利用者には情報公開が行われているが、地域に向けての基本方針や存在意義、役割についての公開はなされていない。しかし、所長自らが地域の懇談会に出席し情報の公表等に努めている。今後は、印刷物や広報等を活用し、情報の公表について更なる取組に期待する。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>評価者コメント22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。 事務、経理、取引等については、毎月内部監査が実施されている。結果は正規職員には周知されているが、臨時職員への周知は不十分である。必要に応じて、専門家への相談は行われているが、外部監査は行われていない。</p>		

### II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
23	II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>評価者コメント23 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。 地域活動事業実施計画に基づき、地域活動に参加したり、保育所内に地域住民を招き入れるなど積極的な取組が見られる。また、大野地区の保育所と協働の基に「わんぱく広場」を開催するなど地域交流・支援が積極的に行われている。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>評価者コメント24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。 「ボランティア受入規定」、「活動内容の確認書」、「誓約書」、「受入手順」等の書類が準備されているが、学校教育等への協力について基本姿勢等が明文化されていない。今後は、基本姿勢を明文化するとともに、事前打合せの際の説明が求められる。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
25	II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>評価者コメント25 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。 大野地区保健センターを中心としながら大野地区5保育所と障害児施設のネットワーク化による乳幼児発達支援連絡会を立ち上げ、個別面談、児童相談、保育所指導訪問等を実施し、障害児の相談、支援にあたっている。また、保育所利用者のプロフィール・健康状況・発達検査等の結果・生活習慣等を記録した「サポートファイルひろの」を作成し、関係機関との情報の共有化を図っている。</p>		

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価結果
26	II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	b
<p>評価者コメント26</p> <p>保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。 大野地区は、大野地域子育て支援センターが中心となり、各保育所と連携を取りながら、地域福祉活動に取り組んでいる。向田保育所では月2回保育所を開放し、子育て相談などを受けられる体制を整えている。今後は、向田保育所の特性を生かし、地域の実情に沿った講演会や研修会を開催し、地域の活性化のために貢献していくことが望まれる。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>評価者コメント27</p> <p>地域の具体的な福祉ニーズを把握しているが、これにもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。 地域のニーズについては洋野町、大野地区で独自に調査し、「子ども、子育て支援事業計画」、「保育園等再編に関する基本計画」等に活かしている。保育所では保護者に対してアンケート調査を実施し、ニーズの把握に努めている。今後は、地域に対しての調査や地域懇談会等から福祉ニーズを吸い上げ、保育所の特性や専門性を活かした地域貢献に関わる事業・活動等への取組が望まれる。</p>		

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
28	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p>評価者コメント28</p> <p>子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解を持つための取組は行っていない。 保育の理念や基本方針には子どもや保護者を尊重した基本姿勢が明示され、職員倫理規程等に基づき子どもを尊重した保育を心がけている。所長は研修時間の確保が難しいため年度当初、職員に対し保育の基本姿勢の明示や事業計画書を配布しているが、職員が理解し実践するための取組としては不十分である。今後は、勉強会や研修会が組織的に行われるとともに、基本的な人権への配慮について定期的な状況把握や評価が実施されることに期待したい。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b
<p>評価者コメント29</p> <p>子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が十分ではない。 虐待マニュアルを作成し、早期発見に努めるよう研修会を行ない職員の理解に努めているが、プライバシー保護に関するマニュアルが未策定のため、早急なマニュアル策定が望まれる。また、プライバシー保護や権利擁護に関する規定・マニュアル等について、職員への研修が求められる。保育所は子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境であることが望まれるが、保育所の老朽化による保育室等の隙間風には、ダンボールを立てて塞ぐ工夫も見られたが、トイレに暖房設備の設置がなく、子どもたちの生活の場にふさわしい快適な環境とは言えないため、今後の改善が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		第三者評価結果
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>評価者コメント30</p> <p>利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。 利用者がいつでも情報を得ることが出来るように町のホームページで紹介したり、「保育のしおり」や「保育所利用のためのしおり」は誰にでもわかるような言葉使いや内容で作成されている。また、これらは役場や保育所、保健センターなど多くの人が手にできる場所に置かれている。利用希望者や見学希望者には丁寧な説明をしたり、保育所内の見学に対応する等、積極的に情報提供を行っている。理念、基本方針については、入所説明会(継続児は総会)で説明を行なっている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a
<p>評価者コメント31</p> <p>保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明している。 保育の開始や説明にあたっては保護者が理解しやすいよう資料(「保育所利用のためのしおり」・「入園のしおり」)を提示しながら、丁寧に説明している。保育時間についての説明や延長保育を必要とする場合の説明も行なっている。説明後、保護者の同意を得たうえで「保育所利用に関する確認票(同意書)」を書面で残している。また、配慮が必要な保護者への説明についてはその方に合わせた資料等準備のうえ、個別に丁寧な説明で対応されている。</p>		



32	III-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>評価者コメント32</p> <p>保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。</p> <p>入所時、保護者の同意のもと「サポートファイルひろの(子どもの成長記録のまとめ)」を作成し、保育所等の変更を行う場合、保育の継続性を損なわず新しい環境にスムーズに対応できるよう、移行先へファイルを送付し、引継ぎや申し送りをするなど継続性へ配慮している。また、卒園後も担任や所長が相談を受けられることを説明会で伝えているが、その内容を記載した文書を渡すことも必要である。保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書の策定が求められる。</p>		
III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		第三者評価結果
33	III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>評価者コメント33</p> <p>利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。</p> <p>保護者アンケートを年1回、個別面談を年2回実施し、アンケート結果は保育所便り等で保護者へ伝えている。また、父母の会役員会や総会に参加し、保護者の意見や要望等を聞くように努めていることから、利用者満足の把握に向けての努力は認められるが、組織的に利用者満足を把握するための調査担当者の設置や把握した結果を分析・検討する検討会議開催等の仕組みを整備することが望まれる。</p>		
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価結果
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>評価者コメント34</p> <p>苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。</p> <p>保護者が理解しやすいよう資料を配布し、保育のしおりでも説明、玄関には苦情受付ボックスや記入カードを設置している。また、苦情解決の仕組みを説明した文書(福祉サービス苦情処理)を掲示しており、苦情解決体制(苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員の設置)は整備されている。苦情内容に関する検討内容や対応策について保護者へフィードバックすると共に解決結果は苦情申し出人へ配慮した上で公表する定めはあるが、苦情が1件もなく取組が十分機能しているとはいえない。意見や相談等の内容、苦情の扱いにおいて検討が望まれる。</p>		
35	III-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b
<p>評価者コメント35</p> <p>保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境を整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。</p> <p>入所説明会において、相談や意見を述べる方法として、口頭、連絡帳、苦情等相談ボックス、アンケート等があることを説明している。個人面談を年2回行ない相談を受けるほか、毎日の送迎時や連絡帳等で相談を受けているが、専門的な相談や保育所に対して直接相談しにくい内容等も想定されるため、今後は日常的に接する職員以外に相談窓口を設置するなど、相談内容によって複数の方法や相談相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書の作成が求められる。また、保護者へ文書による周知と保育所内のわかりやすい場所へ掲示することも求められる。</p>		
36	III-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>評価者コメント36</p> <p>保護者からの相談や意見を把握しているが、組織的かつ迅速に対応していない。</p> <p>行事ごとにアンケートをとり、保護者の感想、意見を積極的に把握するように努めているが、記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めた対応マニュアルが整備されていなく迅速な対応となっていない。苦情解決と同様に利用者からの意見や要望、提案等への対応に組織としての仕組みを確立することが重要であり、対応マニュアルの策定が望まれる。保護者の意見を積極的に把握するよう、相談ボックスや用紙の設置場所等、検討や工夫を期待する。</p>		
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果
37	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	c
<p>評価者コメント37</p> <p>リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。</p> <p>設備や遊具等の安全確認は安全管理チェックリストで月1回点検を実施し、外部業者による固定遊具の点検を行っている。安全指導計画にもとづき月1回、子どもたちへ安全指導を実施し事故防止に努め、ヒヤリハットの記録をし改善策・防止策の検討も手がけているが、リスクマネジメントに関する責任者の設置やリスクマネジメントに関する委員会の設置がなく、リスクマネジメント体制は構築されていない。子どもの安全を脅かす事例を収集しても要因分析と対応策の検討・実施の取組が不十分であり、早急なリスクマネジメント体制の整備が望まれる。</p>		

38	<b>III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</b>	<b>b</b>
----	---	----------

評価者コメント38  
 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。  
 説明会で感染症の一覧について説明し、保健便りで情報提供が適切に行われている。感染症に対する対応マニュアルが作成され、職員に周知されているが、担当者・担当部署の設置、定期的な検討の場の設置が不明瞭のため、感染症予防対応マニュアルの定期的な見直しを含めた検討が望まれる。

39	<b>III-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を積極的に行っている。</b>	<b>b</b>
----	---	----------

評価者コメント39  
 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。  
 防災計画を策定し、避難訓練は地震や火災等年間計画にもとづいて毎月実施と年1回の総合訓練は消防署員より指導を受けており、災害時における対応体制はできている。また、保護者と連絡が取れない状況の場合の緊急避難場所については、入所説明会で文書を配布のうえ説明・確認している。大雪などの停電に備え、反射ストーブの用意や非常食の備蓄もしているが、今後は管理者を明確にし、備蓄リストを整備することが望まれる。災害時の訓練として、地元の行政をはじめ、他の団体と連携を持った訓練にも期待する。

### III-2 福祉サービスの質の確保

<b>III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</b>		第三者評価結果
--	--	---------

40	<b>III-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。</b>	<b>b</b>
----	--	----------

評価者コメント40  
 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。  
 3歳児未満児、3歳以上児のデイリープログラムを作成し、一日の流れが職員で共通認識されている。また、指導計画は年間・月・週案等が作成され、3才未満児は個別指導計画を作成している。保育実施時の留意点や子ども・保護者のプライバシーへの配慮、権利養護に関わる姿勢の明示等において見直すとともに、標準的な実施方法について研修や個別指導等による職員への周知徹底をさらに期待する。

41	<b>III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</b>	<b>b</b>
----	--	----------

評価者コメント41  
 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。  
 年間指導計画は4期、月の指導計画は毎月、反省評価を記録し所長まで提出している。また、職員会議は全員参加の会議が難しいため、職員数名での会議が実施され他の職員へは回覧で周知を図っている。「保育内容、計画の見直し・改善マニュアル」はあるが、標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が不明確のため、今後文書化するとともに、定期的に組織で実施するための仕組みづくりに期待したい。

<b>III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</b>		第三者評価結果
--	--	---------

42	<b>III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定してる。</b>	<b>c</b>
----	--	----------

評価者コメント42  
 アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立していない。  
 保育課程にもとづき、指導計画、未満児等の個別指導計画が作成されているが、計画策定にあたり、さまざまな職種の関係職員や必要に応じて保育所外の関係者が参加しての会議、保護者の意向把握と同意を含む手順等の定めがなく、指導計画を策定するための体制が確立していない。また、指導計画策定の責任者が未設置であり、保育所の定めた様式(用紙)で子どもの身体状況や生活状況を記録しているが、アセスメント手法が確立されておらず、早急な確立が望まれる。

43	<b>III-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。</b>	<b>c</b>
----	---	----------

評価者コメント43  
 指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。  
 マニュアルのフローチャートは作成しているが、評価、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等の定めがなく、組織的な仕組みや取組を定め、文書化する必要がある。指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順の作成を求めるものである。

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">44</div> <b>III-2-(3)-①</b> 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	<b>b</b>
<p>評価者コメント44</p> <p>子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。子どもの発達状況や生活状況、指導計画にもとづく保育実施の記録等は保育所の定めた様式(用紙)により把握し記録している。しかし記録内容に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導が実施されていない。必要な情報が的確に届くような仕組みとして職員会議マニュアルに沿って回覧で周知を図っているが、情報共有を目的とした会議開催の検討が望まれる。</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">45</div> <b>III-2-(3)-②</b> 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	<b>c</b>
<p>評価者コメント45</p> <p>子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。子どもの記録は事務室の書庫に保管され、保存、廃棄等の期限はファイル管理簿で定めているが、個人情報保護規定は策定されておらず、記録管理の責任者の設置も不明確であるため、早急な個人情報保護規程の策定や記録管理責任者の設置が望まれる。個人情報保護の観点から規定や記録の管理等について、職員への教育や研修が求められるとともに、個人情報保護の取扱いについて保護者への説明も望まれる。</p>	

## A-1 保育内容

<b>A-1-(1) 保育課程の編成</b>		<b>第三者評価結果</b>
<b>A①</b>	<b>A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント1</p> <p>保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成しているが、十分ではない。</p> <p>保育理念は洋野町子ども子育て支援事業計画を基に、保育課程において乳幼児の最善の利益と子どもの人権や主体性の尊重、地域との連携、家庭支援を掲げている。保育方針や保育目標、年間計画とも整合性が図られている。しかし、職員9名中正規職員2名(所長、主任保育士)臨時4名、日々雇用3名で全職員参画しての編成は難しく、所長、主任保育士で編成しており、他職員への周知理解の面においても課題としている。年度初めに、全職員で確認する機会を設け事業計画は職員に配布しているものの十分とは言えない。また、PDCAサイクルも機能しておらず、課題の抽出や見直し評価についても課題が残る。保育課程の編成においては、保育の在り方の根幹となることから、職員全体、特に、保育士の自己評価や保育サービス評価等の課題も踏まえ、全職員の何らかの関わりが望まれる。このことから、保育課程編成のシステム作りから工夫することが重要である。人材不足ほどの施設においても日常化していることから、向田保育所として脅威をチャンスに変える取組に期待したい。なお、正職員は経験値や専門性も高いことから今後それをどう伝えていくかの取組に期待したい。</p>		
<b>A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開</b>		<b>第三者評価結果</b>
<b>A②</b>	<b>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント2</p> <p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。</p> <p>清潔で安全な生活環境としては、建物自体が老朽化しており、室内の温度、湿度、換気、採光、設備は十分とは言えない。特にトイレ環境に関しては、暖房もなく床がタイルということもあり寒々としている。スリッパも用意されているが整頓されておらず、たまたまトイレ使用にきた子供がスリッパに引っかかり転びそうになった。トイレトレーニング時もなかなか大変かと思われる。手洗いはお湯が使えず水で行っており、タオルは個人用がタオルかけに準備され、一日使用し降園時に持ち帰ることとなっている。手洗い場や職員室・保育室のドアにはクッション材を貼り、安全を配慮している。ストーブの柵(やけど防止)は、未満児の保育室には設置されているが以上児の保育室、ホールには設置していない。一方、使用していない保育室を利用したり、ホールのコーナーにはおままごとコーナーや絵本コーナー、廊下の隅には隠れ家のようなコーナー(太鼓置場)も準備されている。子ども一人ひとりの状態に応じた遊び、空間の確保に工夫している。布団は月一回、タオルケットなどは週一回持ち帰り、引き出しの着替えの補充は都度行っている。固定遊具の安全点検は外部委託業者に委託し、年一回実施しているとともに安全管理チェックリストを活用している。</p>		
<b>A③</b>	<b>A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント3</p> <p>一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。</p> <p>子ども自身を理解する方法として、児童表や生育歴について保護者から提出してもらい子どもの発達状況等を把握し、個別の配慮を記入している。日々の連絡帳も当日の様子を保護者に伝え共有している。指導計画から月案、週案、デイリーと関連性を持たせ個別の配慮も検討されている。しかし、特にケース検討会などは行われておらず、職員会議で検討するとしているが、職員会議は職員3名程度で開催され、情報共有は回覧とクラスでの話し合いに頼っている。この項目は人的なところが求められており、十分な子どもへの理解と職員間の情報共有や一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育支援が求められていることから職員体制等の観点から今後期待したい。</p>		
<b>A④</b>	<b>A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント4</p> <p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。</p> <p>基本的な生活習慣については、食事、排せつ、着脱、生活と捉え、職員が子ども一人ひとりの成長や家庭環境、育ちを共通理解し、無理なく基本的な生活習慣を身につけることができるように配慮している。日々の生活はデイリーに基づき、職員の留意点を記載している。活動、休息のバランスについても、冬場の室内活動が多くなる時期は、室内でも十分運動遊び(サーキット遊び、ソフト積み木、フラフープ遊び)ができるよう工夫し保育しており、子どもの状態や季節等を考慮しながら行うようにしている。子どもの体調や状態は連絡事項で確認するとしているが、十分に共有され、機能しているか確認することが望まれる。</p>		
<b>A⑤</b>	<b>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント5</p> <p>子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。</p> <p>読書コーナー、ままごと遊びコーナー、押し入れや、太鼓置場の活用等、保育士が整える環境だけでなく、子どもたちの自発性に配慮している。子どもたちのやりたい気持ちを大切に、散歩や戸外遊びを多く取り入れ、自然豊かな恵まれた環境にふれる機会をもつようにしている。散歩途中の立ち寄りや岳祭りや敬老会など、地域活動に積極的に参加したり、保育所行事に招待する中で地域との関わりを大事にしている。指導計画を中心に各行事が実施されている。今後、地域で育つことを目的に保育便り等の配布についても検討が望まれる。</p>		

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>評価者コメント6 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 現在乳幼児の入所はなく、3歳未満児と3歳以上児と二つのクラス編成により混合保育となっている。保育課程においても乳幼児の記載は詳細にはなっていない。しかし、年度途中からの入所も考えられることから、入所を想定した編成とし、対応できる状態を確保しておくことが望まれる。SIDS(乳幼児突然死症候群)については園内研修をおこない職員間の必要な知識を周知する取組は実施されている。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>評価者コメント7 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 3歳未満児と3歳以上児と二つのクラス編成により混合保育となっている。未満児保育は保育士1名と保育補助2名に所長がサポートするという体制で行っている。一人ひとりの子どもの状況に応じ、保育支援が実施されていることは食事の場面からもうかがえる。担当者保育士間で共通理解し、連携を密にし、子どもの状態などは連絡帳や送迎時に保護者に伝え、保護者との連携をとりながら成長、発達を共有している。送迎時にも保護者との情報共有のほか、他の保護者との関わりを持てるようにしている。一方未満児について2歳まで5分ごとのSIDSチェック表を作成しているが、5分毎とした根拠や実施する意味、やり方等について充分理解されていない。養護と教育の一体的な展開については、保育支援の実施において取り組まれているが、個々の理解に標準化は図られていない。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>評価者コメント8 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 3、4、5歳児と混合保育の課題はあるものの、各年齢ごとの保育は指導計画で明確になっている。個別の配慮もされ、発達年齢を把握し一人ひとりがのびのびと生活できるよう、保育しており、養護と教育が一体的に展開がされている。異年齢児で過ごす中での思いやり、やさしさ、あこがれなどの気持ちを持つことを大事に日々保育を実践している。年齢に応じた行事等、地域においても町の文化祭に参加し、保育所の取組や作品など展示する機会などを設定し、子どもの成長をともに喜んでもらえるようにしているが保育所便り等についても保護者にとどまっていることから地域への発信も望まれる。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>評価者コメント9 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 現在障がい児の入所はないが障がい児対応保育士が1名配置となっている。現在、気になる子どもが2名おり、直接の保育は担当保育士が担っている。障がい児対応保育士は主任保育士が担っており、以上児の担任も兼ねている。障がい児に関する研修会や町の障害児対応の連絡会にも参加している。職員に対しては伝達のほか、園内研修や職員会議で話し合いをすることで全職員が同じ対応を行うようにしており、関係機関との連携をはかり、育ちを共有したり相談や援助を受けながら小学校につなげている。保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組は町が行っており、保育所としての取組はない。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>評価者コメント10 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 現在長時間保育の子どもはいない。7時半から18時半の11時間開設で、短時間保育の8時間保育は2名。兄弟入所が多く、お迎えも早く、18時までには全員が降園している状況である。16時から保育室の1室とホールを利用して混合保育が実施されている。職員が少ない中で、家庭的な保育を行い、安心して過ごせるよう配慮している。職員間の引継ぎは口頭及び早番遅番については引継ぎ簿を活用し対応している。急な対応に対しても18時半を目途に迎えを依頼し、子どものそばにいてるようにして、不安を与えないよう配慮しているとのことであるが、今後は長時間利用の希望にも対応できる体制づくりについての検討が望まれる。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
<p>評価者コメント11 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。 今年度は卒園6名中、地域の学校への入学は1名となっている。子どもたちが行事など通して小学校との交流を図り、安心して就学できるよう配慮し、学校担任とは行事の際の情報提供と保育要領を手渡しするときの説明としており、保護者との面接は年2回、参観日や日々の送迎時や連絡帳などを活用することで情報の共有と信頼関係の構築に努めている。また、保護者が気軽に相談しやすい環境を整えたり、送迎時に保護者同士が相談しやすいような雰囲気づくりに配慮している。向田実践区推進役員会においては、所長が出席し、学校長や民生委員・児童委員との意見交換を通じて、就学前に卒園児の様子を伝えたりする機会をもっているが、今後は担任保育士を中心とした小学校教員との合同研修を行うなど、保護者が小学校以降の子どもたちの生活について見通しを持てるような具体的な取組に期待したい。</p>		

<b>A-1-(3) 健康管理</b>		<b>第三者評価結果</b>
A⑫	<b>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント12</p> <p>子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。</p> <p>子どもの健康管理に関するマニュアルはなく、保健計画に基づいて、子どもたち一人ひとりの様子に目を向け、体調の管理に努めているとの説明があったが、保育所での健康管理は重要なことであることから、日々の保育の中でどのようなマニュアルが必要なのか、検討の場が必要と思われる。保護者の勤務先等を含む緊急連絡先を「第3連絡先」まで登録し、子どもの体調が悪化した場合には早急に対応できるようにしている。生育歴により既往症や予防接種の状況の把握を行っている。日々の健康は視診と保護者からの口頭及び連絡帳、引継書を活用している。小規模の保育所であり、子どもの健康状態に関しては職員で周知・情報共有がしやすい環境である。SIDSに関しては、園内研修を行うとともに、チェック表を活用し昼寝時間の安全管理に努めている。月1回発行する保健便りでは、健康に関する情報を保護者へ伝え、子どもの健康管理に役立つようにしているため、今後はSIDSに関する情報提供も含め、さらなる取組に期待したい。</p>		
A⑬	<b>A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。</b>	<b>a</b>
<p>評価者コメント13</p> <p>健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。</p> <p>指導計画(週月案)に位置づけ、結果は保護者に報告するとともに、治療に対しても指導がなされている。また、保健便りなどで情報提供することで家庭の予防や治療につながるように努めている。特に歯科健診結果は一人ひとりに虫歯の位置を赤ペンで色塗り、配布することで保護者が分かりやすいように工夫している。昼食後歯磨きが行われ、一人で磨くのが難しい未満児に対しては、当日は確認できなかったが、保育士が仕上げ磨きを行うこととしている。以上児には絵本等を利用し、歯の大切さや体のしくみや役割など伝える工夫をしている。</p>		
A⑭	<b>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント14</p> <p>アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。</p> <p>アレルギー調査を実施し、医師からの診断がある場合は指示を得て対応している。現在は、いくらとくのみ、ゴム風船、気管支ぜんそく症状の子どもが見られるとの調査表があるが、医師からの指示や除去食に至るまでのケースはない。必要があればアレルギー疾患のある子どもには除去食で対応したり、保護者と連携を密に取り合いながら、子どもにあまり負担をかけないように工夫した献立を作成する等、配慮しており、これまで対応した実例もある。保護者には入所説明会で除去食対応していることを伝えており、緊急時個別対応票を作成しているが、初期対応については記載していない。アレルギーの対応については、研修会を行なっているが、必要な知識、情報、技術が不十分との説明もあった。今後は、厚生労働省監修の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」などの活用とともに保健所からの指導等による知識の向上に向けた取組が求められる。</p>		
<b>A-1-(4) 食事</b>		<b>第三者評価結果</b>
A⑮	<b>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント15</p> <p>食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。</p> <p>食器は郷土の特産品である木工食器を使用し、木のぬくもりを感じられるものとなっている。また、メニューも郷土色豊かなものとなっており、子どもが苦手と思われる根菜類の野菜についても、子どもたちが残さず食べられるよう、野菜栽培や収穫などを体験する年間の食育計画、クッキング計画を作成し、実施している。盛り付け用の皿自体が大きいことや冬場ということで彩に工夫が必要と思われる。また、水分補給のための個人の水筒を家庭から持参することとしているが、食事の際のお茶等はなかった。毎日の給食は玄関に掲示したり、メニュー表も配布されている。保護者には、給食試食会を行ったり食育便りの配布も行い、食生活の大切さや子どもの食育指導の様子など伝える取組を行なっている。</p>		
A⑯	<b>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント16</p> <p>子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。</p> <p>毎月の誕生会では、季節を感じられるような献立になるよう工夫し、材料は地産地消に努めることで身近で安心できる食材を提供している。検食簿や日誌から残食状況を把握したり、職員会議で子どもの状況について話し合い、調理に反映させている。アンケート等の取組はないが、調理師が子ども達と一緒に食事することで、子どもたちの食量や様子をみて、献立や食事内容に反映できるようにしている。担当保育士により、好きなものの聞き取りを行っている。クッキングは年2回、試食会1回、バイキング等も行っている。日々の衛生管理については、体制の明確化やマニュアルが整備されていないことから、早急な対応が求められる。</p>		

## A-2 子育て支援

<b>A-2-(1) 家庭との緊密な連携</b>		第三者評価結果
A⑰	<b>A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行なっている。</b>	<b>a</b>
<p>評価者コメント17          子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。          保護者との連携は、連絡帳、送迎時の情報提供、個人面談などで日常的に行われている。また、入所時説明会において、保育のしおりにより保育所の目標や方針も説明されている。保護者総会においても保育方針や内容の説明を行い保護者の理解を得るようにしている。さらに、保育所便りで「めざす保育」について、クラス便りでは月のねらいを伝え、保護者が保育実践を理解し、保護者と子どもが成長を共有できるよう支援している。個人面談記録はきちんと記録し日々の支援に活用されている。</p>		
<b>A-2-(2) 保護者等の支援</b>		第三者評価結果
A⑱	<b>A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行なっている。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント18          保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。          送迎時は保護者とのコミュニケーションを積極的に取るようし、信頼関係の構築に努めている。日々の子どもの様子は連絡帳で伝えている。保護者等からの相談に応じる体制は所長と主任保育士で対応することとし、他職員は回答などはしないような仕組みとなっている。相談対応に特記した手順書やマニュアルはない。相談受付ボックスを設置しているが苦情と相談を同じ視点からとらえており、子育て支援における相談の理解がされていない。職員間の共有は口頭や回覧となっている。小規模施設なので共有はやりやすいといえる。内容によっては町の機関等の紹介も行っている。アンケートは町の子育て支援計画における一時保育アンケートがあり、集計結果がまとめられている。</p>		
A⑲	<b>A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント19          家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。          マニュアルを整備し、それに基づく職員研修を行い、日々の視診を丁寧に行うこととし、早期発見、早期対応及び予防に努めている。家庭での状況は、日々の保護者との会話を通じて把握に努めている。現在、虐待等権利侵害の兆候のある子どもはいないが、虐待の可能性がある場合は速やかに所長に報告し、対応を図るよう職員に周知している。また、町の保健師等との連携により、検診等の状況を聞きながら対応できる体制を構築しているが、保育所としての取組は十分とはいえず、今後は保護者のための学習会などの取組にも期待したい。</p>		

## A-3 保育の質の向上

<b>A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)</b>		第三者評価結果
A⑳	<b>A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント20          保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。          保育士の自己評価は保育士個々人の日々の保育実践についての振り返りが求められており、職員は、計画や記録から自らの実践を振り返り、保育の工夫や改善に取り組むことが求められている。添付書類の自己評価は、保育課程及び指導計画の反省と評価となっている。保育士等の自己評価は年1回年度末に行われ、職員面談の資料となっている。評価は定期的に行なっているが、年1回という回数も妥当かどうか検討が望まれる。また、保育に関わる全職員が自己評価を実施することにより、個人の保育支援について振り返る機会が担保される。2次評価も専門性の高い職員の指導やアドバイスできる場を設定し、保育士等の保育技術の向上につながるものとなるような取組が求められる。そして保育所全体の保育実践の自己評価につなげ、保育士の資質の向上により、提供する保育の質の向上につながりを持った、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価またはS、study)→Action(改善)サイクルを確立し、保育課程、指導計画、月案週案デイリーへの落とし込みをすることにより、保育所全体の質の向上へ結びつけることができる。担当者も自己評価をどのように行い、どのような様式が妥当なのか苦慮していることが説明された。自己評価は正規も非正規も含む人材の育成の側面もあることから、保育所全体の質の向上はもとより、町を巻き込み洋野町全体の保育の質の向上に努めることに期待したい。</p>		